－今号の目次－

* 第8回子ども・子育て支援等分科会が開催される（こども家庭庁） 1
* こども誰でも通園制度の設備及び運営の基準に係るパブリックコメントについて（こども家庭庁） 3

-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

* **第8回子ども・子育て支援等分科会が開催される（こども家庭庁）**

令和6年12月19日、「第8回子ども・子育て支援等分科会」が開催されました。

「子ども・子育て支援等分科会」は、「こども家庭審議会」のもとに設置される分科会で、主に「子ども・子育て支援法の施行に関する重要事項を調査審議」するとされています。令和4年度まで内閣府に置かれていた「子ども・子育て会議」の後継組織となります。

第8回子ども・子育て支援等分科会では、下記について、確認・協議が行われました。

|  |
| --- |
| 1．本分科会の検討事項に係る制度改正の方向性等について（1）制度改正を予定している事項の方向性等について（2）「新子育て安心プラン」後の保育提供体制について（3）こども誰でも通園制度の制度化、本格実施に向けた検討会の状況について（4）妊婦のための支援給付及び妊婦等包括相談支援事業の施行に向けた準備の状況について（5）令和7年度予算編成過程で検討する主な事項について2．公定価格等について（1）令和6年度人事院勧告に伴う国家公務員給与改定を踏まえた公定価格の人件費改定について（2）公定価格における地域区分に関する対応について（3）処遇改善等加算Ⅰ～Ⅲの一本化について3．次世代育成支援対策推進法に係る行動計画策定指針の策定等について |

本会からは、村松幹子副会長（全国保育士会会長）が委員として参画しており、上記の内容を受け、事前に資料を提出したうえで、下記内容を発言しています。提出資料については、別添PDFをご覧ください。

|  |
| --- |
| 　まず、「人口減少地域における保育の場の確保について」です。　人口減少について、資料に具体的な記載が既にありますが、これについては自治体や保育所、認定こども園等に対して丁寧な説明が必要であると考えています。特に認可を受けた保育施設等としては、地方自治体が責任を持って維持することなど、保育の場の確保ができる施策の実現に可及的速やかに取り組むことが求められると思っております。　２つ目は、「職員配置について」です。　現在、個別に対応する必要性が増してきている保育現場においては、基準以上の職員配置が各施設の努力によって行われているということは、今回の経営実調の結果からも見えてきております。現状と乖離のないよう配置基準の改善を早々に実現していただきたいとの声は、大なるものがあります。　また、保育士、保育教諭のみならず、看護師、栄養士、調理員、事務員等の役割もますます大きくなっていますので、同様に、現状に鑑みた配置基準であるかどうか、早急に精査をお願いしたいと思います。　３つ目です。「こども誰でも通園制度」については内容が固まってまいりましたが、試行的事業の中で、既に地域での格差が生じているとの声もあります。今後、本格的な実施に際しましては、格差を生じることなく、基本的な基準とかルールを自治体や制度の実施者に対して示すことが必要と考えております。　４つ目の「処遇改善加算の一本化」についても、混乱を来さぬように、分かりやすく丁寧な説明をお願いしたいと思っております。　最後に、「働き方改革について」ですが、私は保育士として、子どもの側に立ってここでは発言をさせていただきます。保育所における11時間開所や土曜開所は、保護者の就労が軸になったものとなっています。子どもの健全な育ちを実現していく役割を担っている私たちは、果たしてこれが、国がめざすこどもまんなか社会なのかと首をかしげております。保護者の働き方が変わらなければ、この問題は解決しません。少子化反転もここにあるのではないでしょうか。　これは、子どもの育ちと家庭を支える立場の保育士の働き方と直結します。これからも安定して保育施策に携わっていくには、保育士の人材確保・定着が鍵であることはいうまでもないと考えております。 |

詳細はこども家庭庁ホームページをご確認ください。

こども家庭庁ホーム＞会議等＞こども家庭審議会＞子ども・子育て支援等分科会＞第8回子ども・子育て支援等分科会

<https://www.cfa.go.jp/councils/shingikai/kodomo_kosodate/443197f1>

* **こども誰でも通園制度の設備及び運営の基準に係るパブリックコメントについて（こども家庭庁）**

現在こども家庭庁では、乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）の設備及び運営に関する基準案について、下記リンクよりパブリックコメントの募集が行われています。来年度、地域子ども・子育て支援事業の一つとして実施されるにあたり定められるもので、令和7年1月上旬に公布予定、施行期日は同年4月1日とされています（経過措置あり）。

パブリックコメントについては、2025年1月4日23時59分まで受け付けられています。パブリックコメントの詳細については、下記ホームページからご確認ください。

●乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準案に関する御意見の募集について

e-GOVトップ＞案件一覧＞乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準案に関する御意見の募集について

<https://public-comment.e-gov.go.jp/pcm/detail?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=141000107&Mode=0>